ポピンズナーサリースクール巽　　重要事項の概要

1　ナーサリースクールの概要

名称	ポピンズナーサリースクール巽						
種別	児童福祉法第39条第１項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒544−0013 大阪市生野区巽中 4-10-24						
管理者氏名	施設長　山下晶子						
開設年月日	2024年4月1日						
連絡先	Tel：06-4306-4724　　Fax：06-4306-4725 携帯番号：070-3298-1753						
施設の目的 及び実施事業	◆児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業　■障がい児保育　■乳児(0歳児)保育　□緊急一時保育 □休日保育　■地域支援事業　□年末保育						
利用定員	３号認定			２号認定			合計
	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	
	7人	10人	10人	11人	6人	6人	50人

2　事業者の概要

名称	株式会社　ポピンズエデュケア
所在地	〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-6-６
代表者氏名	代表取締役　田村　篤司
連絡先	TEL：03-3447-2133　　FAX：03-3447-2192
定款の目的に 定めた事業	「子育て支援」保育施設の運営・ベビーシッターの養成と派遣 「母と子に優しい街づくり」公共施設での託児サービス・イベント等での託児 「高齢者等住宅介護」ホームヘルパーの養成・ポピンズVIPケアサービス

3　ナーサリースクールの方針・目標・内容

教育方針	人生で最も重要な時期の人間教育を目指します
目標	◆寛容な人間 ◆聡明で愛情深い人間 ◆探求心の旺盛な人間 ◆グローバル社会で活躍できる人間
内容	ポピンズアプローチという独自の手法で子どもの持って生まれた力をさらに伸ばし、新たな力を見つけて引きだすエデュケア（教育・保育）を実践する

４　職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務
施設長	1名	ー	施設の業務を総括し、資質向上を図る
保育士	9名	5名	保育計画を立案し充実した活動ができるよう保育を行う
栄養士 調理員	2名	ー	献立作成及び給食運営全般、当園全般の食育を行う 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う
看護師	1名	ー	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う
事務員	1名		施設長を補佐し、当園の庶務及び会計事務を行う
嘱託医	ー	1名	子どもの心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う
嘱託歯科医	ー	1名	
その他	ー	2名	保育士の補助及び準備、清掃を行う

５　開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

◆開園日：月曜日から土曜日まで

◆開園時間：７：30～１９：３０（１８：３１～１９：３０は延長保育時間）

◆保育時間

保育短時間認定８時間	基本保育時間	
月～土曜日	8:30～16:30	
保育標準時間認定 11 時間	基本保育時間	延長保育
月～土曜日	7:30～18:30	18:31～19:30

◆休園日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始　12 月 29 日から１月３日まで

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

６　保育料、その他の利用料金

◆保育料：大阪市の決定により定める金額を大阪市へお支払いいただきます。

◆延長保育料：単発　300 円／1 時間、月極　2,900 円／月

◆絵本代：500 円

◆教材費：500 円～1,000 円

◆主食費：2,000 円

◆副食費：4,800 円

◆入園・進級時用品：630 円～6,000 円

７　施設の利用の開始及び終了に関する事項

◆利用の開始

市区町村の利用調整結果に基づき保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

◆利用の終了

ナーサリースクールを利用するお子様が次のいずれかに該当するときは、保育・教育を終了するものとします。

（1）子ども・子育て支援法施行規則第１条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。

（2）保護者様から保育所利用の取消しの申出があったとき。

（3）市区町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

（4）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じ、大阪市との協議により大阪市の了承を得たとき。

８　緊急時等における対応方法

対応方法	保育中に容態の変化等があった場合は、予めご利用者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、万が一連絡が取れない場合であっても、嘱託医又は救急隊へ連絡をとるなど、乳幼児の身体の安全を最優先させ、必要な処置をとらせていただきます。また、保育時間中にお怪我等で医師の処置が必要と判断した場合は、保護者様に連絡の上、医療機関を受診します。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	生野消防署	大阪市生野区舎利寺1-13-8 06-6731-0119
嘱託医	松本医院 （医師：松本/市川）	大阪市生野区桃谷２丁目 19-20 06-6731-3830
嘱託歯科医	井上歯科医院 （歯科医師：井上）	大阪市生野区巽中4丁目11-20 06-6757-4182

９　非常災害対策

消防計画届出年月日	生野消防署　2024年4月3日　届出済
防火管理者	施設長　山下　晶子
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月１回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
防災設備	消火器・自動火災報知機・避難器具・誘導灯・防火設備
災害発生時の対応等	状況を判断しなるべく早くお迎えに来てください。「送迎登録票」または「災害等緊急時引き取り登録票」に記載された方にお子様を引き渡します。
災害時安否情報メール	緊急連絡/安否確認ツールにより、緊急時の連絡手段を確保しています。非常の際は事前にご登録いただいたアドレスへ緊急連絡等の情報を発信致します。
避難場所	一時避難場所：大阪市立巽小学校　　広域避難場所：巽東緑地
水害時緊急避難場所	大阪市立巽小学校

◆地震に関する情報がでた場合の対応について

地震警戒宣言が登園前に発令された場合は登園をお控えください。又登園後に発令された場合は、

なるべく早いお迎えをお願い致します。

10　虐待防止等の措置について

体制整備等	ナーサリースクールは、お子様の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講じています。 1）人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備 2）スタッフによるお子様への虐待等の行為の禁止 3）虐待の防止、人権に関する啓発のためのスタッフに対する研修の実施 4）その他虐待防止の為に必要な措置
緊急時の対応	ナーサリースクールで虐待等の疑いのあるお子様を発見した場合は、法令に基づき自らの判断で関係機関に通報します。

11　第三者委員による苦情解決

苦情解決制度を整えております。苦情解決責任者を施設長が、苦情受付担当者を保育士が務めます。「第三者委員」が園外の第三者に委託され、苦情を申し出たご利用者や苦情解決責任者の求めに応じ双方の話し合いへの立会いや助言を行います。ご利用者は直接第三者委員へ申し出を行うことができます。面接、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けております。

12　賠償責任保険等の加入

ナーサリースクールをご利用中に、株式会社ポピンズエデュケア責任に帰すべき事由によりお子様に損害を与えた場合、賠償責任保険、傷害保険から加入限度内で保険金が支払われます。なお、不可抗力による事故の場合、保険金が支払われない場合もございます。